

# 令和8年度博物館実習 実施要項

浜松市美術館

浜松市美術館（登録博物館）では、博物館法施行規則第1条にもとづき、博物館実習（以下実習という）を実施しています。実習生の受入れについては、以下のとおりです。

## 1. 根拠法令

博物館法施行規則第1条による。※文部科学省「博物館実習ガイドライン」に準拠する。

## 2. 目的

「館園実習」の一環として、浜松市美術館の理念や概要、業務の流れの講義・見学や、美術資料の取り扱い、教育普及活動及び来館者との応対（接遇）などの実習を通して、美術館の社会的役割や学芸員の業務等を学ぶ。

## 3. 内容

- (1) 実習のねらい、浜松市の美術館の概要の講義・見学
- (2) 所蔵美術品の取り扱い実習
- (3) 調査研究に係る調書作成の実習
- (4) 美術品の保存・保管のための実習
- (5) 展覧会受付・監視・物販の補助

## 4. 実習予定期間

令和8年8月13日（木）、14日（金）、15日（土）、16日（日）、17日（月）（5日間）

- (1) 実習時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
- (2) 日程を変更することがある。大学の指定により、日数増減の相談が可能。

## 5. 定員

3名程度とする。

## 6. 受入れ条件

大学において、学芸員養成課程に関する単位を取得または履修中の学生に限る。実習参加時点での博物館法施行規則第1条に定める博物館に関する科目の単位を取得済もしくは取得見込みの学生（未履修の者は認めない）。さらに以下の条件を満たし、大学事務局からの依頼を受けた学生とする。

- (1) 実習期間の居住地または滞在拠点（帰省先）から無理なく通勤できる学生。自家用車での通勤は不可とする。（原則として、浜松市を含む県西部出身の学生若しくは、県西部・愛知県東部の大学に通学する学生とする。）
- (2) 大学の指定する実習日数について、原則すべて参加可能な学生。

- (3) 当館の運営・諸事業について前向きに参画できる学生。
- (4) 美術等（芸術・文化等を含む）を専攻している学生であること。
- (5) 実習期間中、災害傷害保険・賠償責任保険等へ加入して参加できる学生。

## 7. 募 集

- (1) 募集期間 令和8年2月1日（日）～2月28日（土）
- (2) 応募方法 別紙の応募用紙に記入し郵送またはメールにて提出すること。
- (3) そ の 他
  - ・定員に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。
  - ・受入れの可否について、3月上旬に電話にて通知する。

## 8. 留意事項

- (1) 学生との内諾後、大学からの依頼文書の提出をもって受入れ受諾とする。
- (2) 依頼文書の書式は各大学所定のものとし、受付期間は令和8年4月1日から30日までとする。この際、受入れ通知書の送付のため、大学宛の返信用封筒（110円切手貼付）を添付すること。
- (3) 受諾後でも前記6の受入れ条件を満たさないことが判明した場合、受入れを不可とする。
- (4) 実習態度が不適切な学生について、実習を中止することがある。
- (5) 当館などへの交通費、その他必要な経費は学生の負担とする。

## 9. 問合せ

浜松市美術館 学芸グループ 博物館実習担当 宛

〒430-0947 静岡県浜松市中央区松城町100-1

電話 053(454)6801 FAX 053(454)6829

E-mail [art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp)